

令和8年度網走市公衆無線 L A N 環境整備事業
仕 様 書

令和8年8月
網走市

令和8年度網走市公衆無線LAN環境整備事業仕様書

1. 名称

令和8年度網走市公衆無線LAN環境整備事業

2. 事業目的

本事業は、災害時の情報通信手段の確保及び施設利用者の利便性向上を目的として、避難施設等にフリーWi-Fiを整備するものであり、本年度は勤労者総合福祉センター（ソレイユ網走）において整備工事を行うものである。

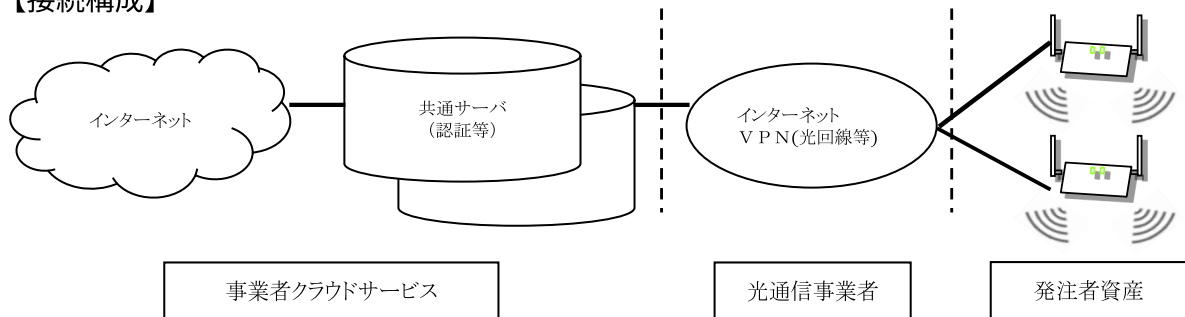
3. 工事および業務内容

下記に定めるとおり対象エリアにおいて、公衆無線LAN環境の整備を行う。

(1) 全般

- ・公衆無線LAN環境の接続構成の概略を下図に示す。

【接続構成】



- ・認証サーバやセキュリティ装置等は平成30年度無線システム普及支援事業費等補助金「公衆無線LAN環境整備支援事業」で整備したクラウドサービスと連携できることが望ましい。

(2) 利用環境

- ・整備対象エリアにおいて、全ての人（国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等も含む）が無料で公衆無線LAN（Wi-Fi）を利用してインターネット接続ができること。

(3) サーバ及びインターネット

- ・利用者がインターネット接続を行うための回線、ISP契約、及び認証サーバ等（Wi-Fiクラウド環境を含む）は、発注者が別途調達・契約するものを使用する。
- ・受注者は、設置するアクセスポイント等の機器が、発注者の用意するサーバ環境と正常に連携・認証できるよう、必要な初期設定及び接続確認を行うこと。
- ・なお、上記回線およびISP等の契約にかかる発注者名義での申請手続きの代行、通信事業者との工事日程等の調整、および開通時の立ち合い実務は、受注者の業務範囲に含めるものとする。
- ・サーバの維持管理及びセキュリティ対策を含む運用保守業務は、本工事および業務の範囲外とする。

(4) ポータル

- ・利用者が本事業により提供する公衆無線LANサービスに接続した場合、最初に独自ポータル画面の表示を可能とすること。
- ・ポータル画面（利用規約及びセキュリティに関する規約の表示を含む）は多言語に対応すること。なお、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、フランス語への対応は必須とする。
- ・利用者が言語を選択することなく、ブラウザ言語設定に即した言語のポータル画面を自動的に表示できる機能を有すること。
ポータル画面の対応言語以外の場合は特定の言語にて表示が可能であること。
- ・発注者が指定するWebサイトへのリダイレクトを可能とすること。
- ・利用者が遵守すべく事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定し、利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を掲載し、利用者に同意を得ること。

(5) 認証

- ・不特定かつ多数の利用を想定する公衆無線LANサービスの犯罪利用・不正利用等を防止するため、利用時の認証は一定程度の本人性が確認できる下記①および②の認証方式を併用すること。
- ①SNSアカウント（Facebook、X等）を利用した認証方式
- ②利用していることの確認を含めたメール（メールリターン）認証方式
→認証画面にて登録したメールアドレスへ送信される本登録用メールに記載されたURLをクリックすることで認証完了とすること。
※なお、国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等は、本登録用メールの受信が困難なため、手続きに必要な一定時間（10分程度）はインターネット接続を可能とすること。
- ・登録した利用者情報を一定期間保持し、一度利用者情報を登録した利用者が、再度アクセスする際にエントリ画面が簡易となるように（認証手順省略等）すること。

(6) 災害時におけるWi-Fi開放対応

- ・災害時には利用者登録の有無に関わらず、認証等を省略して利用者にインターネット接続を開放する災害用ポータル画面へ遷移させる機能を有すること。
- ・Wi-Fi認証登録後、平時と異なる発注者指定のWebサイトへのリダイレクトを可能とすること。
- ・災害時の災害用ポータル画面切替えは、次の両方に対応すること。
 - ①発注者判断に基づき、発注者によりWeb上にて24時間365日迅速に切替える運用
 - ②気象庁等の発令情報に基づき、自動で切り替える運用
- ・他の自治体における実際の災害時における対応実績を示すこと。

(7) 災害時の利用の確保について

- ・災害時の利用確保の観点から、本工事の各拠点の施工に関しては、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に基づき対応すること。

(8) 認証連携

- ・整備するアクセスポイントは、日本人及び外国人の利用が多い日本全国主要駅・空港・コンビニエンスストアや百貨店などの商業施設、道内外の他自治体が整備した観光スポット・公共施設等で手軽にフリーWi-Fiに接続できるアプリケーション等による認証連携が可能であることが望ましい。
※認証連携とは日本人、外国人を問わず、アプリケーション等に認証情報（メールアドレス等）を登録することで、複数のサービス認証が行える仕組みをいう。
- ・登録された利用者情報を一定期間保持し、一度認証登録した利用者が再度アクセスす

る際は、エントリ画面が簡易となるように（認証手順省略等）すること。

(9) アクセス回線

- ・整備エリアのアクセス回線（光回線等）及びインターネット接続サービス（ISP）は、発注者が別途用意（契約）するものを使用する。
- ・受注者は、発注者が用意する回線およびISP等の導入にあたり、通信事業者等への申請手続きの代行、施工に伴う現地調査の立ち合い、および開通に向けた工程管理・調整等の一切の実務を行うこと。
- ・受注者は、発注者が指定する回線終端装置（ONU）やルーター等の機器へのLANケーブル等の配線、及び接続設定を行うこと。
- ・アクセス回線及びISP契約に関わる初期費用、月額利用料等は本工事および業務の範囲外とする。

(10) アクセスポイント

- ・アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。

項目		機能
使用可能周波数		2.4GHz帯、5GHz帯、6GHz帯のうち2つ以上に対応
無線LAN規格		IEEE802.11a/g/n/ac/ax
SSID		8個以上
動作環境	屋内AP	温度：0～+40℃、湿度：5～90%（非結露）

- ・発注者が指定する固有のSSIDを利用できること。
（平成30年度に整備した同じSSIDを利用できることが望ましい。）
- ・SSID接続後、スマートフォンのブラウザ等を起動後、無料インターネット接続機能等を案内するポータル画面が表示されること。
- ・アクセスポイントを設置する場所の詳細は発注者と協議のうえ決定するものとするが、各設置場所における公衆無線LAN利用エリアの範囲が最大となるよう、現場調査等を実施し、その根拠となる資料を提出すること。
- ・アクセスポイントの設置場所については、安全性の確保や電波調査等の実施による最適な設置場所の検討を実施し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・整備エリアの環境や特性に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。
- ・遠隔監視に対応可能であること。
- ・各拠点のアクセスポイント設置に際し、公衆無線LAN環境整備に必要となるスイッチ機器等については、本工事の範囲として必要機器の準備等を含めて受注者にて環境整備を行うこと。
- ・調査、設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要となる全ての事項については、受注者の業務範囲とする。

(11) セキュリティ対策

- ・ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・無線通信の暗号化方式は、WPA3等の最新規格に対応すること。
- ・悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- ・アクセスログやMACアドレス等をサーバ等に保持すること。
- ・アクセスポイント側のルータからデータセンタまでのネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。

(12) 整備対象エリア

- ・整備対象エリアは下記のとおり。

なお、各エリアのアクセスポイントとも、同時接続端末数が概ね50台以上になるよう設計を行うこと。

No.	エリア名（施設名等）	必須カバー範囲（全て屋内）
1	勤労者総合福祉センター （ソレイユ網走）	1 F 事務室
2		1 F 会議室
3		1 F 相談室
4		1 F 体育室
5		2 F 研修会議室
6		2 F 和室

- ・対象エリアで利用者が可能な限り広い範囲で利用できるよう、アクセスポイントを適切に設置すること。

(13) 運用方法

- ・安定的な公衆無線LANサービスを継続的に提供できるよう、拠点側設備からクラウドネットワークまで、一元的に運営管理することができる体制を有すること。
- ・保守対応等に伴う停止を行う場合は、発注者へ事前に通知すること。
- ・アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、一定期間保持すること。
- ・事件、事故等により警察からログの提出を求められた場合には、法令に基づき適切に対応すること。
- ・障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。
- ・発注者からの指示により、サービス提供時間等を変更できる機能を有すること。

(14) 問い合わせ対応

- ・障害発生時において、発注者からの連絡を受け付ける窓口を設けること。

(15) 月次レポート

- ・公衆無線LANサービスの利用動向について、日別、月別でのインターネット認証数、利用時間帯、利用言語別の利用数等の統計データを毎月報告すること。

(16) 工事（業務）報告・成果物の提出

- ・整備工事完了後、成果物として支援事業に準じた完成資料及び本市が指定する完成資料（アクセスポイント及びケーブル等の写真及び図面、利用可能範囲を示した図面等）を電子データ（メールまたはファイル共有サービス）により提出すること。

(17) 実施体制及びスケジュール

- ・本工事工事および業務遂行に向けた具体的な対応方法及びスケジュールを提示すること。

4. 見積もり

(1) 整備費用

- ・「3.工事および業務内容」を実現するために必要な整備費用を全て含むこと。
見積もりは設計内訳書（A様式）に記載されている項目に分計すること。
- ・追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

(2) 運用費用

- ・「3.工事および業務内容」を実現するために必要な工事完成迄の運用費用を全て含むこと。
- ・見積もりは下記項目に分計すること。
 - 運用保守費用（公衆無線LANの監視・運用・保守に関する費用）
 - アクセス回線費用
 - インターネット接続サービス費用
- ・なお、発注者が別途直接契約し支払う予定の「アクセス回線費用」および「インターネット接続サービス費用」については、発注者が今後の維持管理の参考とするため、本工事の請負契約金額（入札金額）には含めず、以下の項目について別途「参考見積書（任意様式）」を作成し、入札書等と同時に提出すること。

5. その他

- ・本仕様書に記載のない点については、発注者に確認の上、その指示に従うこと。